○大府市医療的ケア児学校等訪問看護事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、医療的ケア児に対し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第８１号。以下「法」という。）第５条の規定に基づき、保護者の負担を軽減するとともに、医療的ケア児の学習環境及びその保護者が労働等により昼間家庭にいない場合における生活の場の確保に資し、並びに医療的ケア児の自立を促進するため、学校等において医療的ケアに係る訪問看護を提供する大府市医療的ケア児学校等訪問看護事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　医療的ケア児　法第２条第２項に規定する医療的ケア児をいう。

⑵　医療的ケア　別表第１に定める医療行為であって、医療的ケア児の主治医（以下「主治医」という。）の指示に基づき、学校等において比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了するものをいう。

⑶　学校等　次に掲げる施設をいう。

　ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園、小学校及び中学校

　イ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所

　ウ　児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

　エ　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う施設

　オ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園

⑷　訪問看護事業者　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。

⑸　医療的ケア児等コーディネーター　愛知県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した者であって、専門的な知識と経験に基づいて、医療的ケア児の支援を総合調整するものをいう。

（実施主体）

第３条　事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な運営ができると認める訪問看護事業者に委託することができる。

（対象者）

第４条　事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている医療的ケア児（本人又は学校等の職員等が処置できる医療的ケア児及び常時の看護を必要とする医療的ケア児を除く。以下「対象児童」という。）のうち学校等に通う者の保護者とする。

（事業の内容）

第５条　事業の内容は、対象児童が通う学校等に看護師（准看護師を含む。）を派遣し、当該対象児童が必要とする医療的ケアを提供するものとする。

２　事業の利用は、１回につき９０分以内、１日につき２回を限度とし、２回の利用は、連続することができる。

（申請）

第６条　事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市医療的ケア児学校等訪問看護事業利用・変更申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

⑴　主治医が作成した訪問看護指示書の写し

⑵　学校等の長（施設管理者）が作成した学校等における訪問看護実施受入承諾書（第２号様式）

⑶　対象児童の属する世帯全員の市町村民税額を確認することができる書類

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　前項第３号に掲げる書類は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、提出を省略させることができる。

（決定通知等）

第７条　市長は、申請書を受理した場合は、速やかに、医療的ケア児等コーディネーターと協議の上、必要な審査を行い、事業の利用を決定したときは、大府市医療的ケア児学校等訪問看護事業利用・変更決定通知書（第３号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、審査の結果、事業の利用を却下したときは、大府市医療的ケア児学校等訪問看護事業利用却下通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第８条　前条第１項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるいずれかに該当するときは、申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　申請書に記載した内容に変更が生じた場合

⑵　医療的ケア児の心身状況に大きな変化があった場合

⑶　利用決定の内容を変更しようとする場合

２　市長は、前項の規定により申請書を受理した場合において、その内容を審査し、必要があると認めたときは、決定の内容を変更し、決定通知書により申請者に通知するものとする。

（利用決定の取消し）

第９条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第７条第１項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

⑴　第４条に規定する対象者の要件を欠いたとき。

⑵　虚偽又は不正な手段により、利用の決定を受けたとき。

⑶　その他市長が利用の決定を取り消す必要があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、大府市医療的ケア児学校等訪問看護事業利用決定取消通知書（第５号様式）により利用者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該決定に係る学校等及び訪問看護事業者に、当該取消しを行った旨を通知するものとする。

（費用の負担）

第１０条　利用者は、１月につき、次に掲げる経費の１００分の１０に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を負担するものとし、負担上限月額は別表第２に定めるとおりとする。この場合において、負担上限月額は世帯を単位とし、同一世帯において、同一の月に事業を利用した対象児童が複数いる場合であっても、世帯における利用者負担額は、別表第２に定める負担上限月額を超えないものとする。

⑴　同一の月に受けた事業に係る訪問看護（以下「対象訪問看護」という。）について、対象児童１人につき次に掲げる１日当たりの対象訪問看護を受けた時間の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

　　ア　３０分を超え９０分以内の場合　健康保険法第８８条第４項の規定に基づく訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第６７号。以下「訪問看護の算定方法」という。）別表区分番号０１の訪問看護基本療養費（Ⅰ）のイの（１）に定める額に、月の初日の訪問の場合にあっては同表区分番号０２の訪問看護管理療養費の１のニに定める額を、月の２日目以降の訪問の場合にあっては同表区分番号０２の訪問看護管理療養費の２に定める額を加えた額（６歳未満の乳幼児に対しての訪問の場合にあっては、これらの額に同表区分番号０１の注１の１１に定める額を加えた額）

　　イ　９０分を超える場合　アに定める額に、訪問看護の算定方法別表区分番号０２の訪問看護管理療養費の２に定める額を加えた額（６歳未満の乳幼児に対しての訪問の場合にあっては、当該額に同表区分番号０１の注１の１１に定める額を加えた額）

ウ　３０分以内の場合　アに定める額に、２分の１を乗じて得た額

⑵　訪問看護の算定方法別表区分番号０３の訪問看護情報提供療養費の１に定める額

２　利用者は、前項に規定する利用者負担額について、市の委託を受け、かつ対象児童が利用した訪問看護事業者に支払うものとする。

（訪問看護事業者への支払）

第１１条　訪問看護事業者は、市長に対し、毎月１０日までに前月分の事業の利用状況を報告するとともに、事業に要した経費（前条第１項の規定により算出した経費をいう。）のうち利用者負担額を控除した額（次項において「請求額」という。）を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、請求額を利用月の翌月の末日までに訪問看護事業者に支払うものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

医療的ケア

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 医療行為 |
| 栄養関係 | 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入、胃ろう、腸ろう又は口腔ネラトン法による。） |
| ＩＶＨ中心静脈栄養 |
| 呼吸関係 | 口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前までの場合・咽頭より奥の気道の場合） |
| 気管切開部（気管カニューレ内又は気管カニューレ奥）からの吸引・気管切開部の衛生管理 |
| 経鼻咽頭エアウェイ内吸引・経鼻咽頭エアウェイの装着 |
| ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入 |
| 酸素療法 |
| 人工呼吸器の使用 |
| 排関係 | 導尿（本人が自ら行う導尿は除く。） |
| 膀胱ろう、ストーマケア等 |
| その他 | 血糖測定及びインスリン注射等 |

別表第２（第１０条関係）

負担上限月額

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯の種別 | 負担上限月額 |
| 生活保護受給世帯 | ０円 |
| 市町村民税非課税世帯 | ０円 |
| 市町村民税課税世帯で所得割額が２８万円未満の世帯 | ４，６００円 |
| 市町村民税課税世帯で所得割額が２８万円以上の世帯 | ３７，２００円 |

備考

１　市町村民税の所得割の額は、利用者が属する住民基本台帳の世帯の世帯員全員の所得を合算して計算する。

２　利用期間の始期が７月から翌年３月までの場合は当該年度、利用日の属する月が４月から６月までの場合は前年度の課税状況により、負担上限月額の判定を行う。